

年金 だより

第6号

平成21年12月
発行



もくじ

- 2●「公的年金等の源泉徴収票」と確定申告
「平成21年分 公的年金等の源泉徴収票」を
共済組合から平成22年1月下旬にお送りします
- 3●源泉徴収票Q&A
- 4-5●年金相談コーナー
加給年金額の支給停止
加給年金額の失権
- 6●こんな時には届出を
- 7●総務省からのお知らせ
公的個人認証サービスって、なんですか？
- 8●ねんきんカレンダー

「公的年金等の源泉徴収票」と確定申告

「平成21年分 公的年金等の源泉徴収票」を共済組合から**平成22年1月下旬**にお送りします

※遺族給付・障害給付の年金は非課税ですので源泉徴収票をお送りしません。

所得税の確定申告を行うには、「公的年金等の源泉徴収票」が必要となりますので、大切に保管してください。

確定申告

とは？ 退職・老齢を支給事由とする年金は、所得税法上の「雑所得」として所得税の課税対象となりますので、一定額以上の年金を受給されている方は受給のたびに所得税を源泉徴収されています。しかし、給与所得と違い、年末調整による税額の精算が行われませんので、源泉徴収された所得税額については、所得税の確定申告で精算することになります。

所得税の確定申告とは、毎年1月1日から12月31日までの1年間に得たすべての所得金額と、それに対する所得税額を計算し、源泉徴収税額との過不足額を精算する手続きのことです。本年分の確定申告は、**平成22年2月16日(火)から同年3月15日(月)まで**の間に行うこととされています。

ただし、還付を受けるための還付申告については、それ以前でも手続きをすることができます。

確定申告が必要となる方

公的年金以外に給与、不動産、事業などの所得のある方や共済年金の他にも公的年金（遺族給付・障害給付を除く）を受給している方で、それらの所得の合計額から各種所得控除額を控除した後の金額に対して税金がかかる方は、確定申告を行う必要があります。

確定申告を行った方がよい方

次のいずれかに該当し、所得税を納めすぎとなっている方は、確定申告により源泉徴収税額の還付を受けることができます。

- ◆年金からの控除によらない社会保険料（国民健康保険料（税）、介護保険料等）の支払いがある方
- ◆生命保険料、個人年金保険料、地震保険料、旧長期損害保険料などの支払いがある方
- ◆災害や盗難、横領により住宅や家財などに損害を受けた方
- ◆一定額以上の医療費の支払いがある方
- ◆住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除を受ける方
- ◆その年の扶養親族等申告書を提出していない方
- ◆扶養親族等申告書を提出した後、年途中で扶養親族が増える等の内容変更があった方
- ◆提出した扶養親族等申告書に扶養親族等の記載漏れのあった方
- ◆65歳以上で、老齢基礎年金ではなく障害基礎年金を受給している方

くわしくは、お近くの**税務署**にお問い合わせください。

源・泉・徴・収・票

Q&A

Q 源泉徴収票が届かないのですがどうしてですか？

A 次の理由が考えられます。

- 受給されている年金の種類が障害または遺族の年金ではありませんか？
障害、遺族を支給事由とする年金については非課税となっていますので、源泉徴収票は送付されません。
なお、障害または遺族の年金から社会保険料が控除されている方で、社会保険料額納付証明が必要なときは、お住まいの市区町村のそれぞれの社会保険（介護保険・国民健康保険・長寿医療＜後期高齢者医療＞）担当課へお問い合わせください。
- 退職を支給事由とする年金を受給されている方には、1月下旬に発送いたしますが、2月に入っても届かないときは、共済組合へご連絡ください。

Q 社会保険料の金額とは何ですか？

A 各支給期に控除された介護保険料、国民健康保険料（税）及び長寿医療保険料（後期高齢者医療保険料）の合計額です。なお、内訳については、市区町村から送付される通知等でご確認ください。

Q 特別徴収された個人住民税額（平成21年10月の年金支給分から実施）は、どこかに表示されているのですか？

A この源泉徴収票には表示されていないので、市区町村から送付される通知等でご確認ください。

Q 源泉徴収票を紛失してしまいました。再交付はできますか？

A 共済組合にご連絡いただければ再交付いたします。大切な書類ですので、紛失されないよう保管には十分ご注意ください。

平成21年分公的年金等の源泉徴収票＜見本＞



源泉徴収票の見方については、送付される源泉徴収票の隣ページに記載されていますので、ご参照ください。

平成21年分		公的年金等の源泉徴収票		見本	
支 払 者	住所又は居 所	102-0084 東京都 ○○○区 ××× ×××		年金証書記号番号	86X000000001
氏 名	フリガナ	ネジキ タロウ	生 年 月 日	明 大 昭	年 月 日 15 6 28
区 分	支 払 金 額	千 円	源 泉 徴 収 税 額	千 円	
法第203条の3第1号適用分		2,471,600		20,406	
法第203条の3第2号適用分					
法第203条の3第3号適用分					
本 人	控除対象配偶者の有無等	扶養親族の数	障害者の数	社会保険料の金額	
特 別 徴 収 者	有 無	本人 特定 老人 その他	特別 その他	千 円	53,400
(摘 要)					
支 払 者	所在地	東京都 千代田区 二番町 2番地			
名 称	全国市町村職員共済組合連合会				

年金相談 コーナー



● 加給年金額の支給停止 ●

よくあるご質問

私は現在64歳（昭和20年8月生まれ）で、63歳から退職共済年金を満額受給しています。私の年金には、満額受給時から妻を対象とした「加給年金額」が加算されているのですが、これはいつまで加算されるのですか？

妻（昭和24年9月生まれ）はまだ民間会社で勤務（厚生年金加入期間＝30年）しており、平成21年9月に60歳を迎え、厚生年金を請求し、現在全額支給停止中です。

なお、妻は平成22年3月末で退職となり、再就職する予定はありません。

回 答

加給年金額の対象である配偶者が、退職等により、退職共済年金、老齢厚生年金（いずれも加入期間が20年以上または法令により20年以上とみなされるもの）、または障害を支給事由とする年金（障害共済年金・障害厚生年金・障害基礎年金）を受給することとなったときは、加給年金額が支給停止となります。

ご質問の場合は、配偶者（妻）が退職により加入期間が20年以上の老齢厚生年金を平成22年4月分から受給することとなるため、配偶者（妻）の老齢厚生年金の受給額に関わらず、**平成22年4月分からは、受給権者（夫）の退職共済年金の加給年金額が支給停止となります。**

なお、配偶者（妻）が60歳の時点から退職（平成22年3月）までの間は、配偶者（妻）の老齢厚生年金が全額支給停止中のため、受給権者（夫）の加給年金額は支給停止となりません。

■夫の退職共済年金（年額）	平成22年3月分まで	平成22年4月分から
職域年金相当部分	22.9万円	22.9万円
厚生年金相当部分	118.1万円	118.1万円
定 額 部 分	65.4万円	65.4万円
加 給 年 金 額	39.6万円 （注）	0万円（支給停止）
合 計	246.0万円	206.4万円

（注）加給年金額は受給権者（夫）の生年月日に応じて異なります。

上記の事例のほかにも、受給権者本人が加給年金額が加算された老齢厚生年金を受給することができるときも、共済年金の加給年金額は支給停止されることとなります。

（例：共済組合の加入期間が20年以上あると同時に、厚生年金の加入期間も20年以上ある方）

※加給年金額対象者が停止事由に該当する場合は、共済組合へ「加給年金額対象者異動届書」を必ず提出してください。

届出が遅れると、年金が過払いとなり、後日返還していただくこととなりますので、ご注意ください。

● 加給年金額の失権 ●

よくあるご質問

私は現在64歳(昭和20年8月生まれ)で、63歳から退職共済年金を満額受給しており、満額受給時から妻を対象とした「加給年金額」が加算されています。

平成21年9月に、妻(昭和19年9月生まれ、国民年金のみ40年加入)が65歳を迎え、国民年金の老齢基礎年金を受給し始めると同時に、私の「加給年金額」の支給がなくなったのですが、どうしてですか？



回 答

加給年金額の加算の対象となっている配偶者または子が、**次の事由**に該当したときは、その者に係る加給年金額は、当該事由に該当した日の属する月の翌月から加算されません。

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 死亡したとき ② 退職共済年金または障害共済年金の受給権者によって生計を維持されている状態ではなくなったとき ③ 配偶者が離婚したとき ④ 配偶者が65歳に達したとき ⑤ 子が養子縁組によって退職共済年金の受給権者の配偶者以外の者の養子になったとき ⑥ 養子縁組による子が離縁したとき | <ul style="list-style-type: none"> ⑦ 子が婚姻したとき ⑧ 子(障害等級の1級または2級に該当する障害の状態にある子を除く。)が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき ⑨ 障害等級の1級または2級に該当する障害の状態にある子(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を除く。)について、その事情がなくなったとき ⑩ 障害等級の1級または2級に該当する障害の状態にある子が20歳に達したとき |
|---|--|

ご質問の夫婦の場合は、上記④(下線部分)の事由で、平成21年9月に加給年金額の対象である配偶者(妻)が65歳に達したことにより、翌月の平成21年10月分から受給権者(夫)の退職共済年金の加給年金額が失権となります。

なお、加給年金額の支給停止とは異なり、加給年金額自体の権利が消滅しますので、加給年金額の加算が再開されることはありません。

■夫の退職共済年金(年額)	平成21年9月分まで	平成21年10月分から
職域年金相当部分	22.9万円	22.9万円
厚生年金相当部分	118.1万円	118.1万円
定額部分	65.4万円	65.4万円
加給年金額	39.6万円(注)	失権(消滅)
合計	246.0万円	206.4万円

(注) 加給年金額は受給権者(夫)の生年月日に応じて異なります。

※年金受給権者または加給年金額対象者である配偶者が大正15年4月1日以前生まれの場合は、当該配偶者が65歳以上でも加給年金額が引き続き加算される場合があります。

※上記④、⑧、⑩の事由に該当した場合は、自動的に失権するため、手続きは不要ですが、それ以外の事由に該当した場合は、共済組合へ「加給年金額対象者異動届書」を必ず提出してください。**届出が遅れると、年金が過払いとなり、後日返還していただくこととなりますので、ご注意ください。**

こんな時には **届出** を

- 各種届出書類については、年金支給日の前月中旬頃までに共済組合にご提出ください。なお、提出日によっては、次回の年金支給日までに変更が間に合わない場合がございますので、ご了承ください。
- 届出が遅れ、年金が過払いとなった場合は、後日返還していただくこととなりますので、ご注意ください。

1 氏名・住所・年金の受取金融機関を変更するとき

▶ 提出の必要な書類

年金受給権者異動報告書

▶ 上記の書類に添付する書類

氏名変更の場合…年金証書

受取金融機関変更の場合…口座名義及び口座番号の確認できる預金通帳の写し（報告書に受取金融機関の確認印が押印されている場合は不要です。）

住所変更の場合…原則添付書類は不要です。年金受給権者異動報告書のみご提出ください。



注意

住民基本台帳ネットワークシステムへ不参加の市区町村にお住まいの方、海外にお住まいの方及び外国籍の方などは、住民基本台帳ネットワークシステムで変更内容（氏名、住所）の確認ができません。この場合、確認書類（戸籍抄本、住民票等）の提出が必要となります。

2 就職したとき・失業給付を受けようとするとき

■ 公務員として再就職したとき

退職共済年金または障害共済年金等の年金受給権者が公務員として再就職し、再び組合員となったときは、翌月分から年金の一部または全額が支給停止になります。

▶ 提出の必要な書類

年金受給権者再就職届書（組合員用）

▶ 上記の書類に添付する書類

年金証書



■ 民間企業等に再就職したとき、または、議会議員に就任したとき

退職共済年金または障害共済年金等の受給権者が民間企業等に再就職し、厚生年金の被保険者（厚生年金適用事業所に勤める70歳以上の者を含みます。）若しくは私立学校教職員共済制度の加入者（70歳以上の特定教職員を含みます。）となったとき及び議会議員に就任したときは、年金の額と給料（議員報酬）または過去一年間の賞与の額によって、当該年金制度に加入した日（議員に就任した日）の翌月分から、年金の一部が支給停止になることがあります。

▶ 提出の必要な書類

年金受給権者再就職届書（他制度加入用）

■ 雇用保険法による失業給付を受けようとするとき

65歳未満の方が、雇用保険法による失業給付（基本手当など）を受給する場合、その金額の大小を問わず、退職共済年金が職域年金相当部分を除いて全額支給停止になります。

失業給付の申請に際しては、その給付額と年金受給額を比較して、慎重に検討する必要があります。

▶ 提出の必要な書類

雇用保険法給付との調整事由該当届書・非該当届書

▶ 上記の書類に添付する書類

雇用保険受給資格者証の写し

総務省からのお知らせ

公的個人認証サービスって、 なんですか？

公的個人認証サービスの 電子証明書について

所得税の確定申告を行う場合、e-Tax（イータックス）を利用して、自宅等のパソコンからインターネットを通じて手続きができます。

インターネットを利用すると窓口まで行かなくても



安全・確実・簡単に夜中でも、書類の電子申請ができます

オンラインでの行政手続きの際、他人による**なりすまし申請**や**データかいざん**などを防ぐための**サービスを安い費用**で提供するものです。
公的個人認証サービスの普及拡大によって、国民のニーズに対応した便利で効率的な電子行政を目指しています。

※自動計算で便利な国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して、申告書を作成し、e-Taxに送信できます。

※e-Taxの利用に当たっては、「最高5,000円の税額控除」、「添付書類の提出省略」、「還付申告の処理がスピーディー」といったメリットがあります。

※e-Taxで所得税の確定申告を行うためには、①住民基本台帳カードを取得し、②公的個人認証サービスの電子証明書の発行を受け、③ICカードリーダーライタの購入が必要ですので、お早めに準備してください（費用がかかります。）。

※また、電子証明書の有効期限は3年となっており、有効期限切れの場合には、新たに取得する必要があります。

公的個人認証サービスの電子証明書の発行やICカードリーダーライタの機種の確認などに関しては、お住まいの地域の市区町村窓口にお問い合わせください。

ねんきんカレンダー (平成21年12月～平成22年12月までの予定です)

時 期		定期支給関係	その他
平成21年 12月	中旬 15日	「年金だより」をお送りしています。 年金支給日(10月・11月分) ※〔年金支払通知書送付〕	
平成22年 1月	下旬		「平成21年分源泉徴収票(はがき形式)」 をお送りします。
2月	15日	年金支給日(12月・1月分)	平成21年分確定申告開始 (2月16日～3月15日)
4月	15日	年金支給日(2月・3月分)	
6月	中旬 15日	「年金だより」をお送りします。 年金支給日(4月・5月分) ※〔年金支払通知書送付〕	
8月	13日	年金支給日(6月・7月分)	
10月	15日	年金支給日(8月・9月分)	平成23年分「扶養親族等申告書」を お送りします(10月～11月頃)。
12月	中旬 15日	「年金だより」をお送りします。 年金支給日(10月・11月分) ※〔年金支払通知書送付〕	

※「年金支払通知書」は支払がある方に各都道府県の市町村・都市職員共済組合を通じて、6月・12月に封書でお送りします。
また、支給額、氏名、金融機関等に変更があった場合には6月・12月以外でも「年金支払通知書」を送付します。
※年金支給日には、原則として支給月の前2月分の年金が支払われます。また、恩給等の年金では支給月分が異なる場合があります。

**ご注意
ください**

年金の支払い回数は年6回ですので、年金の支払いがある方については、「年金支払通知書」が送付されない場合でも、年金は振り込まれます。

市町村連合会ではご意見、ご感想などをお待ちしています。

市町村連合会では、『年金だより』をお読みいただいたみなさまから、さまざまなご意見、ご感想などをお待ちしています。

お寄せいただいたご意見は記事の作成、編集の参考とさせていただきます。
ご意見、ご感想などありましたら、市町村連合会までお寄せください。

〒102-0084 東京都千代田区二番町2番地
全国市町村職員共済組合連合会 年金部 ☎03-5210-4608

年金だより
第6号
平成21年12月

■発行 全国市町村職員共済組合連合会

〒102-0084 東京都千代田区二番町2番地 ☎03-5210-4611

ホームページアドレス：<http://www.shichousonren.or.jp/>